

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（直接処遇指導員） 採用試験募集案内

◆鳥取県立喜多原学園◆

〒689-3512 米子市泉706
電話(0859)27-1101 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時募集しています。 (申込みの方法) ◎郵送、持参にて申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間8:30~17:15(土・日曜日、祝日は開庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	試験を随時実施します。 ◎試験日時は各受験者ごとに別途お知らせします。 ◎運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
試験会場	鳥取県立喜多原学園(米子市泉706)
試験結果発表日	採用試験実施から3日以内(土・日曜日、祝日を除く。)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	職 務 内 容	配 属 先
直接処遇 指導員	1名	寮入所児童への日常生活上の生活指導を行う ・規則正しい生活習慣を身につけるための助言指導 (ハウスワークを身につける生活指導、衛生管理、環境整備の補助) (求める人材) 児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者	鳥取県立 喜多原学園

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
専門試験	50点	思考、知識、表現能力等についての作文試験(約30分)
人物試験	50点	人柄、性向等についての個別面接による口述試験(約30分)

5 任用期間

採用予定日~令和9年3月31日(予定)

※採用予定日は採用予定者と協議の上、決定します。

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 9,770円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の1.1205月 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。</p>
福 利	<p>地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>
任用の期間	<p>任用期間満了後、再度の任用はありません。</p>

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)履歴書 1通 ・全ての欄を記載してください。 ・顔写真（6か月以内に無帽で撮影したもの）を貼付してください。 ・記載事項に不正があった場合、受験が無効となる場合があります。</p> <p>(2)ハローワーク紹介状 1通（ハローワークを経由する場合）</p>
申 込 先	<p>鳥取県立喜多原学園（担当：前田） 〒689-3512 米子市泉706番地 電話 (0859)27-1101 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/</p>
注意事項	<p>◎受験票は交付しません。試験当日は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。</p> <p>◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。</p> <p>◎提出書類は返却しません。</p>

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

9 試験結果の発表

試験結果について全員に通知します。採用予定者には、発表日以後に採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1週間	鳥取県立喜多原学園 （米子市泉706）

試験結果の開示の請求は、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- （2）受験の際は、筆記用具並びに**運転免許証など、写真付きの本人確認ができるもの**を持参してください。
- （3）試験会場の敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。